

子ども医療費助成受給券発行対象年齢拡大のお知らせ

県では、これまで未就学児を対象に発行していた子ども医療費助成受給券の発行対象を12月1日から、小学校3年生まで拡大します。対象のこどもがいる家庭は、子ども医療費助成受給券の発行を申請してください。なお、10月7日現在で助成対象の方に、申請書類を送付しました。

また、市では、中学生までのこどもを対象に、こどもの医療費を助成しています。未就学児と小学校4年生～中学生のこどもは、助成金の申請方法などに変更はありません。

【問】 こども家庭課

子ども医療費助成受給券とは

子ども医療費助成受給券と保険証を、医療機関で提示すると、保険診療相当額を保護者の自己負担金(通院1回200円、入院1日200円)で受診できます。調剤に自己負担金はありません。市町村民税所得割非課税世帯は、保護者の自己負担金は必要ありません。

なお、未就学児は、今までどおり自己負担金はなく、すべて無料で受診できます。

対 象

小学校3年生までのこどもで、浦安市に住民登録または外国人登録をしているこども

申 請

次の書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所こども家庭課(市役所第3庁舎1階。11月30日(火)までは市役所第3庁舎2階、日曜日は本庁舎2階で受け付け)へ

※11月10日(水)(必着)までに申請した場合は、12月1日から使用できる受給券を11月末ごろ送付。11月30日までに転出予定の方は、受給券を申請する必要はありません

○子ども医療費助成受給券交付申請書(こども家庭課で配付または市ホームページからダウンロード)

○対象のこどもの健康保険証の写し

○平成22年1月1日現在、浦安市に住民登録または外国人登録がない方は、次のいずれかの書類も必要

- ・平成22年度の住民税(所得)証明書の写し
- ・平成22年度の住民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)の写し
- ・平成21年分の源泉徴収票または確定申告の控えの写し

※それぞれ父・母の2人分(配偶者控除を取っている場合などは1人分)が必要。ただし、現在、同世帯に乳幼児医療費助成受給券をお持ちの乳幼児がいる場合は不要

- 平成22年1月1日に浦安市に住民登録または外国人登録があるが、22年度(21年分)の所得が未申告の場合(父と母2人分)は、税務署または市民税課(市役所本庁舎2階)で申告し、その控えが必要です。詳しくは、お問い合わせください



父子家庭の児童扶養手当の申請期限は11月30日(火)

8月1日から、父子家庭に児童扶養手当の支給を開始しました。対象の方は、11月30日(火)までに直接、こども家庭課へ申請してください。

11月30日(火)までに申請した場合は、平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は8月分から、22年8月1日以降に支給要件に該当した方は支給要件に該当した日の翌月分から支給します。12月1日(水)以降

に申請した場合は、申請月の翌月分から支給します。

【対象】 父母の離婚などで母親と生計が別または母親が重度の障がいである、18歳到達後最初の3月31日までの期間のこども、または20歳未満で中度以上の障がいのあるこどもを養育する父親

※所得制限や必要書類など、詳しくは、お問い合わせください

11月は児童虐待防止推進月間

STOP こども虐待!!



オレンジリボンキャンペーン

平成22年度キャンペーン標語

見すごすな 幼い子どもの SOS

児童虐待はこどもの心身を傷つけ、著しく人権を侵害する行為であり、早期発見、予防、再発防止に努めなければなりません。あなたのまわりに「虐待を受けていると思われるこども」がいたら連絡してください。「あなた」の声が、こどもを虐待から守ります。

【問】 こども家庭支援センター ☎ 350・7867

●児童虐待とは

身体的虐待——殴る、ける、やけどを負わせる、おぼれさせる、戸外に締め出すなど

性的虐待——性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト——家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、医療機関に連れて行かない、同居人による虐待を放置することなど

心理的虐待——言葉による脅し、無視、兄弟間の差別扱い、こどもの目の前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど

●児童虐待防止のため関係機関との連携を強化しています

市では、こどもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関などとの連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。「あなた」もネットワークの一員です。

早期発見のためのチェックリスト

下記のような様子がみられたら、虐待のおそれがあります

こどもの様子

- ☐ 不自然な傷がある(首や顔の傷、あざ、やけどなど)
- ☐ いつもおなかをすかせている
- ☐ 食べ物をガツガツ食べる
- ☐ 表情が乏しい
- ☐ 他者とうまく関わるできない
- ☐ 衣類や身体が極端に汚れている
- ☐ 学校に行く姿をあまり見かけない
- ☐ 悪質ないたずらや万引きを繰り返す
- ☐ 傷や家族について話したがない(不自然な返事をする場合も含む)
- ☐ 大人の顔をうかがう
- ☐ 家に帰りたいがらない
- ☐ 年齢に合わない性的遊びをする

保護者の様子

- ☐ こどもの傷についてあいまいな説明をする
- ☐ こどもを医者に見せようとししない
- ☐ 適切な食事を与えない
- ☐ こどもを置いて長時間外出する
- ☐ 地域や親族との交流がなく、孤立している
- ☐ 夫婦や家族関係がうまくいっていない
- ☐ こどもの扱いが極端に乱暴である
- ☐ 兄弟の扱いの差が著しい
- ☐ 「こどもがかわいくない」などの発言を繰り返す
- ☐ 家庭から頻繁に怒鳴り声や不自然な物音が聞こえる

連 絡 ・ 相 談 先

- こども家庭支援センター(総合福祉センター内)
虐待を疑ったら——児童虐待ホットライン ☎ 351・8041
子育てで悩んだら——家庭児童相談室 ☎ 350・7867
【時】 月～土曜日午前9時～午後5時(窓口相談も受け付けています)
- 市川児童相談所(市川市東大和田) ☎ 047・370・1077
【時】 月～金曜日午前9時～午後5時
- 子ども・家庭110番(県中央児童相談所) ☎ 043・252・1152
【時】 月～金曜日午後5時～午前9時、土・日曜日、祝日24時間
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570・064・000

虐待防止月間
(オレンジリボンキャンペーン)
駅前キャンペーン

時 11月2日(火)午後4時～

所 浦安駅前、新浦安駅前